

資料15 必要諸室リストおよび電気・機械要求性能表【令和6年11月27日修正版】

【表記事項の説明】

- 表中の諸室に規定する内容は必須であるが、それ以上の事業者の提案を妨げるものではない。
 - 主な電気・機械要求性能等を挙げたものであり、表中に記載のない電気・機械要求性能(各種法令上必要なものも含む)等についても適切に導入すること。
 - 表中の△は空配管を示す
 - 「1室面積」及び「合計面積」欄に数値を示す諸室については、下限値10%以内、上限値10%以内の範囲内で計画すること。「適宜」の諸室については、別途示す性能水準に基づき計画する。
「1室面積」欄に「△」を記入する場合は、「△」を記入する。

●「各廊下からのアクセス」欄の「A」「B」は以下を示す
「A」：左側廊下、「B」：右側廊下

「A」: A棟のうち「来庁者エリア」及び「閉庁時開放工

●「B」:A棟のうち「職員専用エリア」、「町長・副町長エリア」及び「議会専用エリア」
●「セカンドルーム」:廊下については、「資料12 セカンドルーム区分に関する資料」

- 「セキュリティレベル」欄については、「資料18 セキュリティ区分に関する資料」に規定する
- 「大卒業で設置する化器、器具等」欄に記載のないゴミ箱、衛生陶器、手すり等、その他の

●「本事業で設置する什器・備品等」欄に記載のないブラインド、衛生陶器、手すり等、その他